

# ライフエール株式会社 虐待防止委員会規定

## (委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。  
また、この規定は委員会の運営について、必要な事項を定める事を目的とする。

## (委員会委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は社長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 2) 委員には、管理者、苦情解決責任者を加えることができる。
- 3) 委員には、必要がある場合に医師または看護師、第三者委員を加えることができる。
- 4) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5) 委員には、利用者の代表を加えることができる。

## (委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- 1) 委員会は、年最低3回以上開催する。
- 2) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

## (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待に繋がる場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

#### 第5条

- 1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

#### 第6条

- 1) 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。
- 2) 身体拘束については、別途添付の身体拘束の指針に準拠し対応する。

附則 この規定は令和4年 4月 1日から施行する。

(委員会の委員) 別途添付